

IEEJ 地球温暖化ニュース

Vol.21 (2010 年 7 月～2011 年 5 月)



財団法人日本エネルギー経済研究所
地球環境ユニット

メキシコ・カンクンで開かれた国連気候変動枠組条約第 16 回締約国会議 (COP16) は「カンクン合意」を採択し閉幕しましたが、その前後の特別作業部会では「後退」、「限られた前進」が繰り返され、このような閉塞状況の中、国連気候変動交渉の行方は不明確なままとなっています。

国内では、2010 年 7 月の参議院選挙による「ねじれ状態」に加え、2011 年 3 月には東日本大震災が発生し、エネルギー需給政策、気候政策そのものの再検討が行われています。

本稿では、2010 年 7 月から 2011 年 5 月にかけての注目すべきポイントを中心に、気候変動対策に関する国内外の動向をご紹介します。

地球環境ユニット総括 山下ゆかり

目次

1. エネルギー基本計画見直しへ.....	2
2. CDM 理事会がアフリカ大陸の指定運営機関(DOE)を初承認	2
3. EUETS の足元を揺らす 2 つの出来事	3
4. JI トラック 1 プロジェクトへの課金条項が決定	4
5. 中国の排出権取引市場.....	5
6. 南アフリカ、自動車に対する CO ₂ 排出税を開始	6
7. 豪州、固定価格の排出権取引制度導入の動きが加速	7
8. インドネシア、省エネ義務の実施細則を近くに発布	8
9. Green Growth と WTO 提訴へむけた動き	9
10. 米国気候変動政策の動向 : EPA による GHG 排出規制に注目が集まる	10
11. ベトナム、エネルギー使用・節約法を 2011 年 1 月 1 日に施行	11
12. 南アフリカ、化石燃料に対する炭素税を検討.....	12
13. コペンハーゲン合意、MEF、カンクン合意	13
14. 「第五回日中省エネルギー・環境総合フォーラム」の開催	15
15. ロシアで初の JI プロジェクト登録	16
16. 2010 年豪州総選挙と気候変動対策の行方	17

1. エネルギー基本計画見直しへ

政府は東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故を受け、現在のエネルギー基本計画を見直す。菅総理は 5 月 10 日に行われた会見において、「従来決まっているエネルギー基本計画は、一旦白紙に戻して議論をする必要があるだろう」という認識を示した。

エネルギー基本計画は 2003 年に策定され、現在のものは第二次改定として 2010 年 6 月に閣議決定されたものである。第二次改定では、資源エネルギーの安定供給に係る内外の制約の深刻化（資源国との地政学的リスク、価格変動リスク等）、地球温暖化問題の解決に向けた対応への内外からの要請の高まり（温室効果ガス 1990 年比 25% 削減目標）、エネルギー・環境分野が経済成長の牽引役としての役割が求められていること（2009 年 12 月に閣議決定した新成長戦略における「環境・エネルギー大国」）等を重視している。

その中の「2030 年に向けた目標」として、「ゼロ・エミッション電源比率を現状の 38% から 70% まで向上」することが掲げられていた。ここで言う「ゼロ・エミッション電源」とは、原子力及び再生可能エネルギーのことである。その中でも原子力は「供給安全性・環境適合性・経済効率性を同時に満たす基幹エネルギー」と位置づけられていた。

ゆえに、本計画には安全の確保を大前提として、原子力の新增設及び設備利用率の引き上げが組み入れられていたが、今回の事故によりその大前提についての検証が求められる事態となり、本計画の通りに原子力政策を実施することに困難が予想されることから、昨年に改定したばかりであるが、その見直しに言及したものとみられる。

さらに、菅総理はこれまでの電力の柱として原子力と化石燃料が活用されていたが、これに太陽・風力・バイオマスといった再生可能エネルギーを基幹エネルギーに加えるとともに、エネルギーを今ほど使わない省エネ社会をつくることも含め、これらを 2 本の柱としてこれまでの柱に追加し、後者の 2 本にこれまで以上に大きな力を注いでいくべきだという考え方で見直しを進めていきたい旨を表明している。

（文責 高橋 良介）

（出所）

[1] 首相官邸ホームページ：菅内閣総理大臣記者会見（平成 23 年 5 月 10 日）

<http://www.kantei.go.jp/jp/kan/statement/201105/10kaiken.html>

[2] 経済産業省ホームページ：新たなエネルギー基本計画の策定について

<http://www.meti.go.jp/press/20100618004/20100618004.html>

2. CDM 理事会がアフリカ大陸の指定運営機関(DOE)を初承認

2011 年 4 月 11 日から 4 月 15 日にかけて第 60 回 CDM 理事会が開催された。そして、最終日に南アフリカの Carbon Check 社を指定運営機関として初承認したことが報告された。この指定運営機関は、京都議定書のクリーン開発メカニズム（CDM）に基づく温室効果ガス排出削減プロジェクトの有効化審査および検証・認証を行うこととされている。

現在、既存の指定運営機関は、アジア（23）、ヨーロッパ（14）、北米（1）、中南米（1）に位置しており、今回、CDM 理事会に承認された指定運営機関は、アフリカ大陸の唯一の機関ということになる。

一方、UNFCCC のウェブサイトによると、図 1 に示すように 2011 年 5 月 10 日時点で

のホスト国における CDM プロジェクト登録数 3079 件のうち、アジア太平洋地域の途上国が約 79% を占めている。しかし、アフリカ大陸の占める割合は約 2% と小さい。今回の CDM 理事会による決定は、このような地域分布の偏重という問題を解決する手段の 1 つとして期待される。地球温暖化防止の観点から、今後はアフリカ大陸での CDM 事業が活発化していくことも望まれる。

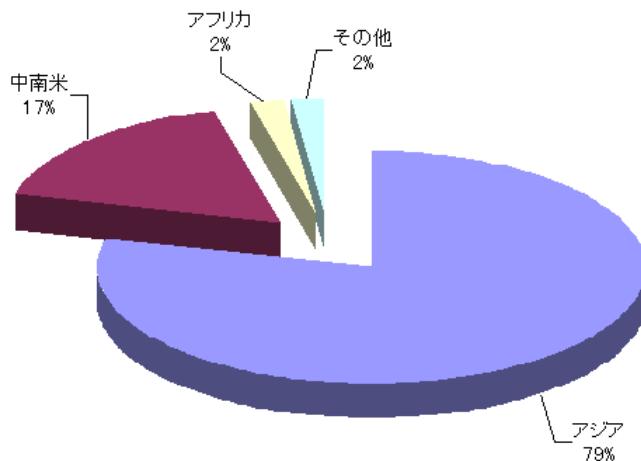


図 1. ホスト国における CDM プロジェクト登録数
(出所) UNFCCC ホームページより作成

(文責 増井 達哉)

(出所)

[1] UNFCCC ホームページ

<http://cdm.unfccc.int/Statistics/Registration/NumOfRegisteredProjByHostPartiesPieChart.html>

3. EUETS の足元を揺らす 2 つの出来事

2011 年 3 月下旬、EUETS の足元を揺らす 2 つの出来事があった。

3 月 22 日、EU 裁判所の一般裁判所¹は、ラトビアが EUETS 第 2 フェーズで施設に割り当てることができるアロウワーンスを現行の年 343 万 EUA から 625 万 EUA に増やすことを認める決定を行った^[1]。裁判所は、欧州委員会が 3 か月以内に質問をラトビアに送らなかつたことを理由にあげている。裁判所の決定は、ラトビアが第 2 フェーズを通じてさらに 1413 万アロウワーンスを発行し、EUA の総供給を 0.14% 増加することを意味するに過ぎないが、EU 裁判所は今後、チェコ、ハンガリー、リトアニアおよびルーマニアのケースについて決定を行う予定であり、チェコとリトアニアはラトビアと同じ理由により EUA の増加が認められる可能性がある。

また、3 月 30 日、英国政府が炭素最低価格 (carbon price floor) のコンサルテーション

¹ EU 裁判所は、①裁判所、②一般裁判所および③専門裁判所の 3 つの裁判所からなり、専門裁判所として公務員裁判所が置かれている。リスボン条約により、以前の第一審裁判所が第一審裁判所となった。

に対する回答を公表した^[2]。EUETS 価格と併せて 16 ポンドを目標価格として 2013 年 4 月 1 日から施行し、気候変動課徴金として ETS の対象となっている電力企業から徴収される。いわゆる炭素最低価格は実際には、この 16 ポンドから ETS の予想価格を引いた二酸化炭素 1t 当たり 4.94 ポンドに設定され、ETS 価格の変動に関わらず課される。税率は 2014 年に 7.28 ポンド、2015 年に 9.86 ポンドに引き上げられ、2020 年までに ETS 価格と併せて炭素最低価格 30 ポンドを課すことを目途としている。

EUETS にとって、EU 裁判所の決定は、EUA の供給量を増加し、市場の安定性・予測可能性を低めることになる。また、英国の炭素最低価格の導入は、EU 全体のキャップが与えられている中で、英国内で行われる削減増加が他の加盟国での削減減少によって相殺されることから、ヨーロッパ全体の価格シグナルを弱め、歪める可能性がある。

(文責 田上 貴彦)

- [1] JUDGMENT OF THE GENERAL COURT (Third Chamber), 22 March 2011, In Case T-369/07, Republic of Latvia v European Commission
http://curia.europa.eu/jcms/jcms/j_6/
- [2] Government publishes response to carbon price floor consultation, 30 March 2011
http://www.hm-treasury.gov.uk/press_33_11.htm
http://www.hm-treasury.gov.uk/consult_carbon_price_support.htm

4. JI トラック 1 プロジェクトへの課金条項が決定

JI には、ERUs の発行手続きをホスト国・投資国間の調整に全てを委ねるトランク 1 と、JI 監督委員会が介在するトランク 2 という 2 つの手続きがあるが、JI 監督委員会の運営費用を賄うための課金はこれまでトランク 2 プロセスに対してのみ行われてきた。しかしトランク 2 プロセスで承認されるプロジェクトの数が少ないと十分な資金を徴収することが出来ず、各国政府からの寄付を受けて、何とか委員会を運営していたのが実情であった。

しかし、2010 年になって予定されていた JI 監督委員会が資金不足によりキャンセルされる事態が生じたことで、昨年末にメキシコ・カンクンで行われた COP/MOP6 においてトランク 1 プロセスにも課金することになった。その概要は下記の通りである。

- ・ トランク 1 プロセスにおいて、UNFCCC ウェブサイトでプロジェクト文書を公開する際に、大規模プロジェクトには最大 20,000 米ドル、小規模プロジェクトには最大 5,000 米ドルを課金
- ・ JI 監督委員会に対して、2011 年の第一回会合において課金の条項を決定し、2011 年 3 月 1 日からそれを適用することを要請
- ・ COP/MOP7 において、課金のレベル及び構造についてレビューを実施

当初 2 月に開催される予定であった第 24 回 JI 監督委員会は延期されて、3 月 23 日～25 日に行われた。そして、このトランク 1 プロセスへの課金の条項について、ERUs の発行量に係らず固定の課金とするケースや、トランク 2 プロセス同様に ERUs の発行見込み量に応じて従量制で課金するケースを比較検討した結果、

「プロジェクト文書を UNFCCC ウェブサイトに公開後、かつプロジェクト識別子の

発行及び国際取引ログへのプロジェクト情報の提出前に、

- (a) 大規模プロジェクトには 20,000 米ドル
 - (b) 小規模プロジェクト及びプログラム活動には 3,000 米ドル
- を一度だけ課金すること」

を決定した。なお課金される時点では(a)か(b)かの区分の確認が出来ないため、「(b)小規模プロジェクト及びプログラム活動」に関しては、それに属することを裏付ける十分な情報を併せて公開するようにホスト国に対して義務付けた。

なお委員会が延期されたことで見込みより決定が遅れたが、この条項は決定 4/CMP.6 で決まった通り本年 3 月 1 日から適用されている。

(文責 柴田 憲)

(出所)

- [1] Guidance on the implementation of Article 6 of the Kyoto Protocol (決定 4/CMP.6)
- [2] 第 24 回 JI 監督委員会 議事録

5. 中国の排出権取引市場

中国は、京都議定書の排出削減実行義務を負う国ではないが、責任ある国として「中国の国情に基づく自主行動」を実施している。2009年のCOP15において2020年までに二酸化炭素排出量GDP排出量を2005年比40~45%削減することを発表するとともに、第12次五ヵ年計画期に二酸化炭素排出GDP原単位を2010年比で17%削減することを「拘束力のある目標」として発表した。

2009年の中国の二酸化炭素排出量は65.1億トンであり、2035年に107.2億トンになると予測されている。二酸化炭素削減の経済的手段として、EU、アメリカ、豪州、ニュージーランド、カナダでは排出権取引制度が導入されているか検討中である。2009年に世界の二酸化炭素排出権市場は1,440億ドル規模であり、2020年までに世界の二酸化炭素排出権取引市場は石油市場に並び、3兆5000億ドルになると見込まれる^[2]。国際二酸化炭素排出権取引市場の発達を背景に、中国は二酸化炭素排出削減目標の設定を受け、第12次五ヵ年計画期間（2011~2015年）に二酸化炭素の排出権取引制度を導入する方針を固めた。この国内二酸化炭素排出権取引制度の先行プロジェクトを、2013年に北京、重慶、廣東、河北、上海と天津の6つの都市に導入し、2015年までに全国に拡大する。

1990年から、中国は大気汚染と水質汚濁の対策として総量規制を導入した。この総量規制の導入を前提として、主要汚染排出物（二酸化硫黄、窒素酸化物、化学的酸素要求量）の排出許可証取引制度が実施され始めた。それに伴って、各地で排出権取引所が相次いで開設された。2008年8月に北京環境取引所と上海環境エネルギー取引所が開始され、天津排出権取引所、湖北環境資源取引所、昆明環境エネルギー取引所、重慶連合産権取引所、大連環境取引所、貴陽環境エネルギー取引所が設置された。これらの取引所の取引対象は水質汚濁汚染物質の排汚権と大気汚染物質の排出権などである。

また、中国は2005年に京都メカニズムの一つであるクリーン開発メカニズム（CDM）に参加し、2011年2月末までに2,982件のCDMプロジェクトを政府承認し、その内1,169件のプロジェクトがCDM理事会に登録された。予測削減量は、2.3億トン二酸化炭素相当になり、世界の51.4%を占めている。CDM理事会に登録されていない数多くCDMプロジェクトが中

国の排出権取引の潜在市場として存在している。ポスト京都議定書の行方は不明であるが、CDMに二国間クレジットやNAMA (Nationally Appropriate Mitigation Action) という国際協力制度を加えると、二酸化炭素排出権制度の導入により、中国の排出権取引権市場は世界最大規模のものになる見通しである。

一方、中国国内において、現在の排出権取引所の業務をさらに拡大し、二酸化炭素排出権取引市場を形成するに際して、中国政府は排出権取引制度に関する法整備が遅れていることを認識している。2010年10月6日、中国国家発展改革委員会気候変動対応司の担当者は、天津で開催された国連気候変動会議期間中に「中国温室ガス自主削減取引活動管理弁法」(暫定) を修正中であり、近いうちに発表する予定であることを語った²。中国は、国内だけでなく将来国際排出権取引市場の一角への参入を十分考慮しながら制度設計や法整備を検討する必要がある。

(文責 周 夏露)

(出所)

- [1] 「第12次五ヵ年計画」 中国人民政府
- [2] エコロジーエクスプレス、2011年3月29日
- [3] 中国CDMネット <http://cdm.ccchina.gov.cn/web/index.asp>

6. 南アフリカ、自動車に対する CO₂ 排出税を開始

南アフリカ政府は、2010年9月以降に販売される乗用車及び2011年3月以降に販売される小型商用車に、燃費水準に応じた CO₂ 排出税 (CO₂ vehicle emission tax) を導入した。

この CO₂ 排出税は、2004年に資源エネルギー省 (Department of Minerals and Energy)³が運輸部門のエネルギー効率を高めるための政策手段として提案していた。その後、2009年に財務省 (National Treasury) が税制案を公表し、2010年3月から導入を予定していた。

財務省が 2010 年の予算案で示していた CO₂ 排出税案では、自動車の CO₂ 排出量が 120g/km を超える場合、超過分について 1g/km 当り 75 ランド課税される。税収は、乗用車に対する課税から約 16 億ランド、小型商用車からは約 8 億ランドと試算している。

この計画に反対していた NAAMSA (National Association of Automobile Manufacturers of South Africa) は、財務省が CO₂ 排出税案を公表した後、導入をめぐって協議を続けてきた。NAAMSA は、税の導入によって実質 2.5% の値上げになりインフレと雇用へ影響がある、自動車販売にだけ課税され不公平である、EURO IV/EURO V に相当する燃費規制が導入されていない、この制度では政策の目的である CO₂ 排出量の削減や大気汚染の改善にはつながらないとして導入に反対してきた。また、政策目的を達成するためには新車販売に対する税よりも、ガソリンや軽油に対する燃料税を実施すべきだと主張してきた。

このため、2010年3月からの導入は延期されていたが、財務省と NAAMSA の間で協議が続けられた結果、8月に CO₂ 排出税を導入することで合意に達した。この合意に基づき、2010年9月以降の乗用車の販売に対して CO₂ 排出税が導入された。一方で、CO₂ 排出量のデータが整備されていない小型商用車については、2011年3月まで導入が延期された。

2010 年 9 月から CO₂ 排出税の導入が決定したことを受け、南アフリカ国内の 8 月の新

² 2011 年 5 月 16 日現在、発表されていない。

³ 鉱物エネルギー省 (Department of Minerals and Energy) は、2009 年からエネルギー省 (Department of Energy) と鉱物資源省 (Department of Mineral Resources) に分割されている。

車販売台数は 4 万 6377 台と前年同月比 36.9% 増で増加し、税導入前の駆け込み需要が発生した。

(文責 清水 透)

(出所)

- [1] National Treasury (2009), "Tax Proposals 2009/10"
<http://www.treasury.gov.za/documents/national%20budget/2009/guides/Budget%20Proposals%202009.pdf>
- [2] National Treasury (2010), "Tax Proposals 2010/11"
<http://www.treasury.gov.za/documents/national%20budget/2010/guides/Budget%20Tax%20Proposals.pdf>
- [3] National Association of Automobile Manufacturers of South Africa (2010), "NAAMSA MEDIA RELEASE 2010/08/05"
<http://www.naamsa.co.za/papers/20100805/>
- [4] Bloomberg 2010/9/2 Vehicle Sales Climb 37% on Low Rates
<http://www.businessweek.com/news/2010-09-02/south-african-vehicle-sales-climb-37-on-low-rates.html>

7. 豪州、固定価格の排出権取引制度導入の動きが加速

豪州の炭素価格メカニズムの導入議論が加速化している。昨年上下両院の総選挙で緑の党が躍進したことを受け、新しい上院議員の任期が始まる 7 月以降、関連法案が提出されると見られる。炭素価格メカニズムに関する具体的議論は労働党、緑の党と無所属議員らにより構成される超党派気候変動委員会 (Multi-Party Climate Change Committee) を中心に行われている。Gillard 首相は 2011 年 2 月、2012 年 7 月から固定価格の排出権取引制度を導入し、3~5 年後には本格的排出権取引制度に移行する計画を発表した^[1]。その後、気候変動委員会はこの炭素価格スキームの基本骨格について合意しており^[2]、現在はその制度の詳細についての検討が行われている。

【豪州炭素価格メカニズムの基本骨格】

- ・導入時期
2012 年 7 月 1 日
 - ・固定価格の取引期間
3~5 年。排出権の価格はあらかじめ決められた比率で引き上げられる
 - ・対象として検討する部門
固定エネルギー源、運輸、産業プロセス、漏洩ガス (炭鉱など)、廃棄物
 - ・国際リンク
- 固定価格取引期間中の国際クレジット使用は不可

同スキームは固定価格で始まることから「炭素税」と呼ばれており、もっとも注目されている論点は、初期の炭素価格とエネルギー集約産業などへの助成水準である。多くの関係者が初期価格として二酸化炭素トン当たり 20~30 豪ドルを予想しているのに対して、緑の党は 40 豪ドル以上を主張している^[3]。なお、産業界がより手厚い産業補助を要求してい

るのに対して、緑の党と一部の無所属議員は産業界への補助を減らすよう求めている。制度詳細は 6 月を目処に発表されると予想されるが、この真っ向から対立する意見が調整できるか、政権与党労働党の手腕が問われている。

(文責 金 星姫)

(出所)

- [1] The Australian 2011-2-12
<http://www.theaustralian.com.au/national-affairs/climate/labor-to-impose-carbon-tax-next-year-ets-in-2015/story-e6frg6xf-1226004719022>
- [2] 豪州気候変動省ホームページ
<http://www.climatechange.gov.au/government/initiatives/multi-party-committee/carbon-price-framework.aspx#assistance>
- [3] The Australian 2011-5-17
<http://www.theaustralian.com.au/national-affairs/the-greens-say-the-carbon-tax-will-need-to-be-far-above-40-a-tonne-while-the-government-says-it-will-be-well-south/story-fn59niix-1226057359647>

8. インドネシア、省エネ義務の実施細則を近く発布

インドネシアのエネルギー鉱物資源省は省エネに関する政令『2009 年第 70 号』(同年 11 月 16 日付で施行) の実施細則となる省令は近く発布すると表明した。政令『09 年第 70 号』の第 12 条は、年間のエネルギー消費量が石油換算で 6,000 トン以上の企業に対して、エネルギー・マネジャーの配備や省エネ・プログラムの策定、定期的なエネルギー監査の実施、省エネ実施の年次報告提出などを義務付けた。

現在、年間 6,000 トン以上のエネルギーを消費する企業は約 650 社があり、上位 10 社は次のとおり。クラカタウ・スチール(製鉄)、パンチャ・チトラ・ウイラ・ブラザーズ(繊維)、セメン・グレシク(セメント)、GT ペトロケム・インダストリ(化学)、ムルヤ・ケラミック・インダ・ラヤ(陶磁器)、ペトロキミア・グレシク(化学)、セメン・パダン(セメント)、カラーアンド・アネカ・ケミカルズ(化学)、ゴールデン・アイランド・テキスタイル・インド(繊維)、スギ・ブラザーズ(繊維)。

省エネルギー促進の一環として、持続可能・代替・省エネルギー局が大統領令『2010 年第 24 号』に基づき 2010 年 8 月に新設されており、省エネルギー・再生可能エネルギーの開発推進等を管轄している。また、国内で省エネルギー事業が本格化することを見据え、インドネシア省エネルギー支援事業者協会(Apkenindo)が設立された。省エネ・コンサルタント会社、省エネ関連で包括的なサービスを行うエネルギー・サービス・カンパニー(ESCO)、省エネ機器の製造会社などが加盟している。アジア開発銀行(ADB)は先に、インドネシアには政令『09 年第 70 号』の実施に伴い、商業ビルや産業施設のエネルギー効率改善のため、40 億米ドル(約 3,280 億円)の投資可能性があるとの見通しを示していた。

2008 年において、セクター別で年間最終エネルギー消費量が最も多いのは産業で全体の 42%に当たる 4,000 万トン(石油換算)、運輸が 28%の 2,600 万トン、家庭が 12%の 1,148 万トン、商業施設が 4%の 384 万トンとなっている。気候変動国家行動計画(National Action

Plan Addressing Climate Change) によると、省エネのポテンシャルは、家庭と業務部門で 10~30%、産業部門で 15~30%、運輸交通部門で 25%である。インドネシアでは、ここ数年、国内のエネルギー需要が急増しているが、埋蔵量が有限で価格が不安定な化石燃料が一次エネルギーの 90%を占める現状で、エネルギー供給安全保障や温室効果ガス削減の観点から、省エネルギーは有効な施策の一つとして期待される。

(文責 ガン ペックイエン)

(出所)

- [1] EcologyExpress、2011 年 2 月 2 日 「省エネ義務実施へ、消費大きい 650 社対象：インドネシア」
<https://www.ecologyexpress.jp/content/asia/CHI-2011020224083.html>
- [2] EcologyExpress、2011 年 4 月 26 日 「省エネ事業者が協会、40 億ドル市場見据え：インドネシア」
<https://www.ecologyexpress.jp/content/asia/CHI-2011042624034.html>
- [3] Ministry of Environment (2007). National Action Plan Addressing Climate Change.
- [4] IEA (2010). Energy Balances of Non-OECD Countries.

9. Green Growth と WTO 提訴へむけた動き

世界的な不況を背景に、green growth を謳った産業政策がとられている。個別政策のパッケージは、自国の景気浮揚および産業育成の観点から策定されており、結果として保護貿易主義に陥りやすい。これに対して、各国政府は世界貿易機関 (WTO) 提訴のための措置を講じつつある。

2010 年 9 月、日本政府は、太陽光発電に対するカナダ・オンタリオ州の固定価格買い取り制度が、WTO の規定に抵触するとして提訴した^[1]。オンタリオ当局は、一定比率 (40%) を州内の製品および労働サービスに充てた設備のみを固定価格買い取り制度の対象としている^[2]が、この措置が市場競争を歪めているという主張である^[2]。

また、米国通商代表部は、同年 10 月に中国政府が WTO に抵触しているか否かを見定めるための 90 日間の調査の後、2011 年 1 月に、WTO を通じ、中国政府へ二国間協議 (consultation) を要請した^[3,4]。本対応は、米鉄鋼労組が出した嘆願書にさかのぼる^[3]。米国は、中国の風力発電タービンの補助金受給に際して、自国設備の利用を条件づけている点を問題視している。今後、二国間協議後 60 日を経ても合意に至らなければ、紛争処理パネルが設置されることになる。2011 年 3 月末にロン・カーク米通商代表部代表は、「中国とは非常に前向きな協議を行っている。法的措置によらず解決することを望む」とコメントしている^[5]。

国際的な合意に基づかず、各国が独自にとる環境優遇措置には相当な注意が必要なことは、これまでも指摘されている^[6]。日本においても、以上のような優遇措置や対抗措置の経過を見守り、他山の石とするべきであろう。

他方、日本政府は、インバータつきエアコン、同冷蔵庫、環境配慮型自動車等の省エネ物品を貿易自由化すべき環境物品として含めるよう WTO に提案しており^[7]、今後このような貿易措置を通じて、技術振興をいかに戦略的に進めていくかが、注視される。

(文責 柳 美樹)

(出所)

- [1] 日本政府: カナダを WTO に提訴－太陽光発電の助成めぐり ブルームバーグ 2010 年 9 月 13 日
<http://www.bloomberg.co.jp/apps/news?pid=90920017&sid=aZDz0r7h8rg4>
- [2] オンタリオ州政府資料
<http://microfit.powerauthority.on.ca/microFIT-Program-Rules/Eligibility-requirements/Domestic-content.php>
- [3] 中国は風力発電で補助金停止を＝米、WTO 協議要請 ウォールストリートジャーナル日本版 2010 年 9 月 10 日 http://jp.wsj.com/World/node_163314
- [4] WTO サイト China - Measures concerning wind power equipment - Request for consultations by the United States
http://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/distabase_wto_members4_e.htm
- [5] US-China wind turbine talks 'very productive'-USTR ロイター 2011 年 3 月 30 日
<http://af.reuters.com/article/energyOilNews/idAFN3015552920110330>
- [6] 高村 ゆかり 「WTO ハンドブック : 新ラウンドの課題と展望」(2003)
- [7] WTO 環境物品交渉での日本提案について
http://www.mof.go.jp/singikai/kankyo_kanzei/shiryou/ka220422s/ka220422s_2.pdf

10. 米国気候変動政策の動向 : EPA による GHG 排出規制に注目が集まる

「米国電力法 (The American Power Act。通称、Kerry-Lieberman 法案)」をはじめとするエネルギー・気候変動法案の米国議会上院における審議は、上院通過に必要な 60 票の獲得可能性が低いことから断念され、米国議会が、今後 2 年間に包括的なエネルギー・気候変動法案を成立させる見込みはほぼ無くなつたと見られている。

このような状況の中で、2011 年 1 月 2 日に開始した米国環境保護庁 (以下、EPA) による大気浄化法の下での固定排出源からの温室効果ガス排出規制 (以下、GHG 排出規制) が注目を集めている。

EPA は、GHG について、固定排出源の新規建設や大規模改修を開始する前の許認可取得と、既存の固定排出源に操業許可取得を義務付ける制度を、段階的に導入する。導入に先立ち、2010 年 5 月に、GHG 排出規制の対象を大規模固定排出源に制限するための「調整規則 (Tailoring Rule)」を発表した^[1]。大気浄化法の規制対象となる排出量の閾値である 100 t/年又は 250 t/年を GHG に適用すると、対象排出源の数や許可発行に係る費用が莫大になつてしまつ。そのため、GHG に関しては、新規固定排出源については 10 万 t·CO₂/年、既存固定排出源は 7.5 万 t·CO₂/年という新たな排出閾値を設定するものである。EPA によれば、これにより、固定排出源からの GHG 排出の 67%を対象としつつ、年間の行政コストを 225 億ドルから 1 億ドル強へ激減させることができる^[2]。また、2010 年 12 月には、火力発電所と石油精製所を対象とした GHG 排出基準の策定を開始すると発表した。火力発電所については 2012 年 5 月までに、石油精製所については 2012 年 11 月までに最終基準を決定する予定としている。これらの部門において、大気浄化法に基づき、新規・改修設備については New Source Performance Standard (NSPS ; 新規汚染源性能基準) を、既存設備については排出ガイドラインを策定する^[3]。

ただし、EPA による GHG 排出規制の導入については、いくつかの問題が指摘されてきた。まず、規制実施までの準備期間の不足である。大気浄化法に基づく GHG 排出規制は、実際には州によって実施される場合が多いが、7 つの州では、規制実施の法的整備が間に合わず、当面、EPA が直接に規制を実施することとなった^[4]。これらの州では、州による規制実施の法的整備が完了すれば、規制権限が EPA から州へ移ることとなる。

また、産業界・議会からは、大気浄化法に基づく GHG 排出規制の実施に対して根強い反対がある。特に、石油産業を抱えるテキサス州は、規制実施を拒否するレターを EPA へ提出し、規則見直しを求めた訴訟を起こすなど、強硬に反対している。これに対し、EPA は 2010 年 12 月 21 日付のテキサス州宛ての書簡の中で、同州においても EPA による直接規制を実施することを通告した。また、全米石油協会、全米商工会議所などの業界団体も、反対姿勢を堅持している。これを受け、議会でも EPA による GHG 排出規制を阻止する動きが見られている。

議会上院は、2010 年 6 月に Murkowski 議員（アラスカ州選出・共和党）の提出した EPA による GHG 排出規制を阻止する決議案を 47 票対 53 票で否決し、2011 年 1 月に始まった第 112 議会期においても同様の 4 つの提案を否決した。今後も議会におけるこのような動きは続くと考えられる。

2010 年 11 月の中間選挙では、共和党が歴史的大躍進を遂げた。下院で過半数を獲得し、上院においても過半数には満たないものの議席数を伸ばした。共和党が勢力を伸ばした新たな議会で、包括的な気候変動法案が成立する可能性は非常に低い。米国政府がコペンハーゲン合意で表明した目標値を守るために、EPA による排出規制や自動車燃費規制の強化など、個別の政策の積み上げによる気候変動対策を着実に推進することが重要となる。

（文責 田中 鈴子）

（出所）

- [1] 2010 年 5 月 13 日付 EPA ニュースリリース
- [2] EPA ウェブサイト <http://www.epa.gov/nsr/documents/20100413piecharts.pdf>
- [3] EPA ウェブサイト <http://www.epa.gov/airquality/ghgsettlement.html>
- [4] 2010 年 12 月 23 日付 EPA ニュースリリース

11. ベトナム、エネルギー使用・節約法を 2011 年 1 月 1 日に施行

ベトナムの「エネルギー使用の合理化に関する法律 (Law on Energy Efficiency and Conservation)」(省エネ法) が 6 月 17 日に国会を通過し、2011 年 1 月 1 日から施行された。省エネ法は 12 章 48 条からなり、エネルギー使用量が多い重点事業者に対する省エネ計画の策定やエネルギー使用状況の報告などの届け出義務、省エネ商品の生産に対する優遇措置などが盛り込まれている。主な条項は次のとおり。

- 省エネを推進するための財政補助、エネルギー・ラベリング制度の導入 (第 5 条)
- 事業者の省エネ年間計画の構築、実施に関する責任と義務 (第 9 条)
- 商工省によるエネルギーの年間消費総量が多い「エネルギー使用の重点事業者」の指定 (第 32 条)
- エネルギー使用合理化に関する年次および 5 カ年計画の策定やエネルギー管理者

の指定など、エネルギー使用の重点事業者の責任事項（第 33 条）

- エネルギーラベリング対象の選定と対象機器へのエネルギーラベルの張り付け義務（第 39 条）
- 省エネ商品の生産に対する優遇税制（輸出入税、法人所得税の減免）、省エネ技術開発の研究に使用する機器や国内で生産できない省エネ商品などへの関税免除（第 41 条）

日本政府は 2009 年 10 月 26 日、国際協力機構（JICA）を通じて再生可能エネルギー促進と省エネルギー化を進める計画に、46 億 8,200 万円の借款を供与する覚書をベトナム政府と交わしている。ベトナム開発銀行（VDB）を通じたツー・ステップ・ローンなどにより、省エネルギー化促進や再生可能エネルギーの活用推進などに必要な中長期資金を提供している。また、新エネルギー産業技術総合機構（NEDO）を通じた再生可能エネルギー関連のプロジェクトや「世界省エネルギー等ビジネス推進協議会」による省エネ機器の実証実験なども進められている。

ベトナムは、近年 8% を越える経済成長を続けており、エネルギー消費もこれを上回る水準で伸びている。世界の石油需要が逼迫する中で、石油依存度の高いベトナムが今後も順調な経済成長を続けるためには、省エネルギーを推進し、エネルギー使用効率の高い社会経済構造に転換していくことが喫緊の課題となっている。

（文責 ガン ペックイエン）

（出所）

- [1] Ministry of Industry and Trade Vietnam ホームページ
<http://tietkiemnangluong.com.vn/en/activity-news/the-president-announced-the-law-on-energy-efficiency-and-conservation-31003-8822.html>
<http://tietkiemnangluong.com.vn/en/hot-news/law-on-energy-efficiency-and-conservation-officially-takes-effect-today-42003-10611.html>
- [2] EcologyExpress、2010 年 9 月 10 日 「省エネルギー法」2011 年から施行：ベトナム
<https://www.ecologyexpress.jp/content/asia/CHI-2010091323006.html>
- [4] EcologyExpress、2010 年 10 月 5 日 「国際機関などからの借款をテコに開発推進－アジア太平洋の再生可能エネルギー政策－ベトナム」
<https://www.ecologyexpress.jp/content/asia/CHI-2010100623012.html>

12. 南アフリカ、化石燃料に対する炭素税を検討

南アフリカ財務省は、2012 年から炭素税を導入するために、2010 年 12 月に炭素税に関するディスカッションペーパーを公表した。2011 年末には、COP17 がダーバンで開催されることが予定されており、この時期までに制度設計を完了させることが予定されている。

南アフリカは、2007 年に将来の気候変動政策のオプション及びその影響を試算した LTMS (Long Term Mitigation Policy) が作成され、この中で再生可能エネルギー導入や、エネルギーの効率的利用とともに炭素税を政策オプションの 1 つとしていた。

公表されたディスカッションペーパーでは、LTMS での試算結果を引用して、R25/t·CO₂⁴ から R1000/t·CO₂ を課した場合の GDP やエネルギー構成の変化を示している。これらの試

⁴ 2011 年 5 月時点では、1 ランド=12 円となっている。

算結果をもとに、2012 年の時点で R75/t-CO₂ とし段階的に R200/t-CO₂ まで上昇させる案が、コペンハーゲン合意に基づく国家緩和行動 (Nationally Appropriate Mitigation Actions) で示した削減目標⁵を達成するとともに、IRP2010 (Integrated Resource Plan) で示している 2030 年の電源構成⁶を達成することが可能となる水準であるとしている。

仮に、R165/t-CO₂ の炭素税が導入された場合には、R825 億の税収となり、これは南アフリカ政府予算の 1 割を超えるものとなる⁷。この税収について、ディスカッションペーパーでは、再生可能エネルギーの導入支援や省エネルギー投資等に用いるとしており、南アフリカ政府は将来の持続可能な成長のための財源に活用することを意図している。また、IRP2010 で示された将来の電力供給計画では、石炭の比率を 48%まで減少させることを計画しており、炭素税の導入はこれを後押しする側面もある。

一方で、南アフリカのエネルギー集約型産業は、炭素税が導入された場合に競争力に影響が及ぶことを懸念しており、減税や免税措置を制度に組み込むことを要求している。

(文責 清水 透)

(出所)

- [1] National Treasury (2010), “Press Release: Carbon Tax Discussion Paper”
<http://www.treasury.gov.za/public%20comments/Final%20Press%20Release%20Carbon%20Tax%20Discussion%20Paper.pdf>
- [2] Department of Environmental Affairs and Tourism (2009) ,
http://unfccc.int/files/meetings/cop_15/copenhagen_accord/application/pdf/southafrica_cacphaccord_app2.pdf
- [3] Engineering News (2011/1/4) “Carbon tax could earn govt R82,5bn a year”
<http://www.engineeringnews.co.za/article/carbon-tax-could-earn-govt-r825bny-deloitte-research-shows-2011-01-04>
- [4] Point Carbon (2011/3/16) “South African eyes mid-2012 for carbon tax”
<http://www.pointcarbon.com/news/1.1518553>

13. コペンハーゲン合意、MEF、カンクン合意

2010 年 11 月 29 日から 12 月 10 日までメキシコのカンクンにおいて、気候変動枠組条約第 16 回締約国会議 (COP16)、京都議定書第 6 回締約国会合 (CMP6) 等が行われ、「カンクン合意」と名づけられたパッケージが採択された。

カンクン合意では、昨年、留意にとどまったコペンハーゲン合意の多くの要素が正式に採択された。コペンハーゲン合意とカンクン合意とを比較すると、次のようになる。

⁵ 南アフリカは、温室効果ガス排出量を 2020 年に BAU シナリオから 34%、2025 年に BAU シナリオから 42%削減することを目標としている

⁶ 2008 年の南アフリカの電力供給の約 9 割が石炭によって賄われている。IRP2010 で示された Balanced シナリオでは、電力供給のうち原子力を 14%、再生可能エネルギーを 16%まで増加させることで、石炭を 48%まで減少させるとしている。

⁷ 2009/2010 年度の南アフリカ政府の税収は 5987 億ランド

	コペンハーゲン合意	カンクン合意
共有のビジョン	地球の気温上昇が2°C高くならないように世界の排出量を削減する目途でIPCC第4次評価報告書が示しているように、世界の排出量の大軒な削減が必要であることに合意	地球の気温上昇が産業革命前レベルよりも2°C高くならないように世界の排出量を削減する目途でIPCC第4次評価報告書が示しているように、世界の排出量の大軒な削減が必要であることを認識
先進国の緩和(削減)目標・行動	附属書I国は、数値化された経済大の2020年の排出目標を実施することを約束し、事務局に2010年1月31日までに提出すること	附属書I国により実施される数値化された経済大の排出削減目標で当該国により通報されたものに留意
	先進国は、温室効果ガスインベントリとインベントリ報告書を1年に1度、排出削減達成の進捗に関する報告書を2年に1度提出すること	先進国は、温室効果ガスインベントリとインベントリ報告書を1年に1度、排出削減達成の進捗に関する報告書を2年に1度提出すること
	先進国による削減の遂行は既存のガイドライン等にしたがって測定・報告・検証されること、当該目標の算定は厳密、頑健かつ透明であること	数値化された経済大の排出削減目標に関する排出量・吸収量の国際的評価のプロセスを、実施に関する補助機関(SBI)に設けること
途上国の緩和(削減)行動	非附属書I国は、事務局に2010年1月31日までに提出するものも含む緩和行動を実施すること	非附属書I国により実施される国ごとに適切な緩和(削減)行動(NAMA)で当該国により通報されたものに留意
	国際的支援を求めるNAMAが技術、資金およびキャパシティビルディングの支援とともに登録簿に記録されること	国際的支援を求めるNAMAを記録し、これらのNAMAに対する資金、技術およびキャパシティビルディングの支援のマッチングを促進する登録簿をセットアップすること
	非附属書I国によって採られた緩和行動は自国内の測定、報告および検証の対象となり、その結果は国別報告書を通じて2年ごとに報告されること	非附属書I国は、国別報告書を4年に1度提出すること
	非附属書I国は自国の行動の実施に関する情報を国別報告書を通じて通報し、国家主権が尊重される明確に定められたガイドライン下での国際的協議・分析の規定が設けられること	途上国は、能力と報告について提供された支援の水準にしたがって、隔年の進捗報告を提出すること
資金	コペンハーゲン緑の気候基金を条約の資金メカニズムの運営主体として設置すべきであること	条約の資金メカニズムの運営主体として指定すべく、緑の気候基金を設置すること

先進国の目標および途上国の排出削減行動が多国間プロセス下で公式に認識されるとともに、大きな争点となっていた緩和(削減)行動の測定・報告・検証(MRV)について、先進国の目標に関する排出量・吸収量についての国際的評価のプロセスおよび特定の途上国による隔年の進捗報告についての国際的協議・分析(ICA)のプロセスがともに、実施に関する補助機関(SBI)に設けられ実施されることになった。また、途上国の緩和(削減)行動と先進国による資金・技術支援を記録・マッチングする登録簿が設けられることになった。

カンクン会合に先立ち11月17日および18日には、エネルギーと気候に関する主要経済国フォーラム(MEF)第9回会合がワシントンで開かれ、ICAについて、ラメッシュ・インド環境林業大臣のノンペーパー(一般原則に留まらずICAの範囲、目的、頻度等につき提案)を基にまとめた議論がなされていた。

国連気候変動枠組条約の下の特別作業部会(AWG-LCA)は、さらに一年間作業を継続することが決定されるとともに、合意結果の法的オプション(途上国・米国が参加する合意全体を法的拘束力のある法形式(議定書等)とする、京都議定書の附属書B(数値目標)を延長し途上国・米国の緩和(削減)行動については法的拘束力のない法形式(COP決定等)とするなど)の議論を継続することになった。京都議定書の下の特別作業部会(AWG-KP)での作業も引き続き行われる。

(文責 田上 貴彦)

(出所)

[1] 外務省、気候変動枠組条約第16回締約国会議(COP16)京都議定書第6回締約国会合(CMP6)等の概要、2010年12月10日
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/kiko/cop16_overview.html

[2] UNFCCCプレスリリース、2010年12月11日
http://unfccc.int/files/press/news_room/press_releases_and_advisories/application/p

df/pr_20101211_cop16_closing.pdf

- [3] 外務省, エネルギーと気候に関する主要経済国フォーラム (MEF) 第 9 回会合 (概要),
2010 年 11 月 18 日

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/kiko/mef09_1118.html

14. 「第五回日中省エネルギー・環境総合フォーラム」の開催

2010年10月24日に東京のグランドプリンスホテル赤坂にて、「第5回日中省エネルギー・環境総合フォーラム」が開催された。本フォーラムは、日中の省エネルギー・環境協力分野の双方理解の推進、協力プロジェクトの促進、戦略的互恵関係の強化のため、過去4回（第1回：2006 年東京、第2回：2007 年北京、第3回：2008 年東京、第4回：2009 年北京）開催されている。

今回は、日本側は大畠経済産業大臣、池田経済産業副大臣、近藤環境副大臣、張富士夫(財)日中経済協会会長等、中国側は、張曉強国家発展改革委員会副主任、蔣耀平商務部副部長、程永華在京中国大使等、官民関係者が1100名(日本約700名、中国約400名) 参加した。

中国の張曉強国家発展改革委員会副主任は、省エネルギーと環境保護が両国の戦略互恵関係の重要な内容であり、本フォーラムが両国経済貿易協力のプラットフォームとして、共同で気候変動に対応するために重要な意義を持つ会議であることを明言した。また、中国共産党第17期第5回総会で採択された「第12次5ヵ年計画(2011年～15年)草案」では、中国は第12次5ヵ年計画期に資源節約型・環境友好型社会を建設することが経済発展方式の転換の力点であるとして、省エネルギー・排出削減の促進、循環経済の発展、生態環境保護の強化、持続可能な発展能力の向上を強調した。中国政府により発表された「戦略型新興産業の育成と発展に関する決定」によると、省エネルギー・環境産業は7つの重点発展領域の1つであり、省エネルギー・環境保護の発展が画期的な時代に入ったことなどについて基調講演を行った。

省エネルギー・環境総合フォーラムのプロジェクト調印式では、産業分野の省エネルギーに関する協力から、汚泥処理、水処理、リサイクルなど環境保護分野に至るまで、過去最大となる44件の協力事項に調印した。今回初めて、スマートグリッドやスマートコミュニティに関する案件が合意された。2006年から5回のフォーラムが開催され、計120件の協力プロジェクトが合意される等、本フォーラムを通じて日中間協力が進展した。

今回初めての開催となる「LED 照明・省エネビルディング」、「中小企業の省エネ・ESCO」をはじめ、「循環経済」、「水処理・汚泥処理・ゴミ燃焼発電」、「自動車」、「石炭・火力発電」、「長期貿易 (LT)」(日中長期貿易協議委員会省エネ技術等交流促進部会第5回定期協議)」の7つの分科会が設けられ、情報交換を通じて相互認識を深めた。

(文責 周 夏露)

(出所)

- [1] 第5回日中省エネルギー・環境総合フォーラム
<https://ssl60.secureserver.jp/~jc-forum/f10/entry.php>
- [2] 中国国家発展改革委員会ホームページ
http://www.sdpc.gov.cn/tpxw/t20101022_376654.htm

15. ロシアで初の JI プロジェクト登録

JI のホスト国として期待が大きいロシアであるが、2010 年 10 月に JI プロジェクトが初めて国連に登録された。これはモスクワ付近にコンバインドサイクル・ガスタービンの新しい発電所を設置するというプロジェクトで、投資家である E.ON は 2012 年末までに 110 万トンのクレジット取得を見込んでいる。

ロシアは 2007 年 5 月に JI に関する国内手続きを制定したが（決議 332）、その複雑さなどにより、1 件のプロジェクトも国内承認を得ることが出来なかつたため、2009 年 10 月に手続きを簡素化した（決議 843）。そして翌年 2 月から 3 月にかけて、政府から”排出権オペレーター”として委任されたロシア連邦貯蓄銀行（Sberbank）が、2012 年までの 1 件当たり発行量の上限が 3,000 万 ERUs で、1)エネルギー、2)工業プロセス、3)溶剤及びその他の製品の使用、4)農業（林業を含む）、5)廃棄物、の 5 分野を対象にしたプロジェクトの公募を行った。

そして応募のあった 39 件のプロジェクトに対して、ロシア連邦貯蓄銀行は、

k1) エネルギー及び環境効率性（1～5 点）

ベストプラクティス及び類似プロジェクトと比較した場合の、当該プロジェクト実施前後の消費エネルギー削減量及び環境負荷の軽減度合い

k2) プロジェクト実施上の投資家の技術的・財政的な潜在的能力（1～5 点）

投資家にプロジェクト実施に必要な設備や技術、及び／または管轄機関との契約があるか、更に必要な資金があるか

k3) 経済的及び社会的影響（0～3 点）

プロジェクトの成果が、経済的及び社会的な発展に関するロシア連邦政府の決定に合致しているか

の 3 つの基準の積で算出される評価点を付けて、「油田からの随伴ガス回収」「天然ガスパイプラインからの漏洩防止」「水力発電所の効率改善」などの 15 プロジェクトを 7 月に選定したが、今回その中の 1 件が初めて登録された。

JI には当事国同士で完結する、簡素で、低コストの手続きであるトラック 1 と、国連での手続きを踏むトラック 2 の 2 種類があり、プロジェクト実施者が自由に選択出来る⁸が、上記 15 プロジェクトは全て後者で実施されている。今回登録されたプロジェクトの投資家である E.ON は、トラック 2 の ERU の方が市場で高い価格が期待できること、2012 年以降には EU がトラック 2 の ERU しか受け付けない可能性があること、をトラック 2 選定の理由として挙げている。

なおその後ロシアでは、同じく発行量上限を 3,000 万 ERUs とする二回目のプロジェクト選定プロセスを実施した。

（文責 柴田 憲）

（出所）

[1] ロイター、「U.N. approves first Russian project」, 2010 年 10 月 18 日

⁸ トラック 1 を利用する場合は、ホスト国が京都メカニズム参加資格を有していることが必要

16. 2010 年豪州総選挙と気候変動対策の行方

2010 年 8 月 21 日、豪州では下院選挙（定数 150）と上院の改選選挙（定数 76 の内 40 議席改選）が行われた。二院制の豪州では下院で過半数を占める政党あるいは政党連合の党首が首相となり、内閣を組織するので、3 年ぶりの政権交代が行われるかが注目されていた。選挙の結果、労働党が 72 議席、保守連合が 73 議席を獲得し、ほぼ 70 年ぶりに各党とともに下院において過半数を確保できないハングパーラメント（中ぶらりん議会）となった^[1]。政権の行方は無所属議員の 4 人と一人の緑の党議員がどちらの政党を支持するかにかかっていたが、緑の党と労働党が連立を組むことに合意したことで緑の党の議員及び緑の党支持の無所属議員 1 人が労働党政権支持を表明し、2 人の保守系無所属議員が労働党支持を発表したこと、労働党が引き続き政権を維持することとなった^[2]。

豪州では 2010 年 2 月に CPRS（Carbon Pollution Reduction Scheme : 2011 年から排出権取引制度を導入する内容を骨子とする）法案が上院で否決されたことを受け、4 月には当時の Rudd 首相が CPRS 法案を 2013 年まで塩漬けにすると発表していた。

一方、今次選挙では緑の党が上院では 5 議席から 9 議席に延ばし、さらに下院では初めて議席を獲得するなど大きく躍進しており、これは今後の豪州の気候変動政策に変化をもたらすと考えられる。特に上院では労働党（31 議席）と緑の党（9 議席）で過半数を超えることになるので、労働党と緑の党の連携により関連法案を成立させることが可能となる。ただし、下院においては両党のみでは法案を通すことができないので、無所属議員との協力が重要となる。なお、今次選挙で選出された上院議員の任期は 2011 年 7 月から始まるので、本格的な動きはそれ以降になると予想される。

緑の党が労働党と合意した項目の一つに、炭素税等の炭素価格づけ（carbon pricing）に関する議論する気候変動委員会の内閣委員会としての設置があったが、9 月 27 日に委員会の構成など詳細が明らかになった。委員長の現首相をはじめ気候変動相、緑の党の副党首、無所属議員などを委員とする委員会は 2011 年末までに月 1 回のペースで開かれ、国内対策として排出量取引や炭素税、またはポリシーミックスなどを検討する予定となっている^[3]。

（文責 金 星姫）

（出所）

[1] ABC Elections

<http://www.abc.net.au/elections/federal/2010/>

[2] 日豪プレス 2010-9-2

http://www.25today.com/news/2010/09/tas_37.php

[3] ABC News 2010-9-27

<http://www.abc.net.au/news/stories/2010/09/27/3022540.htm>

お問合せ : report@tky.ieej.or.jp